

7財第71号
令和7年9月4日

部 課 長
支 所 長
福祉事務所長
教 育 長
議会事務局長 殿
選挙管理委員会事務局長
公平委員会事務局長
監査委員事務局長
農業委員会事務局長
病院事業管理者

岡谷市長 早出一真

令和8年度予算編成方針について

このことについて、令和8年度の予算編成方針を次のとおり定めたので、岡谷市財務規則第11条の規定により通知します。

令和8年度 予算編成方針

第1 全般的事項

岡谷市の令和6年度決算は、社会経済情勢の変化や景気の回復などを背景に、一般財源の根幹をなす市税や地方交付税において、予算額を上回る額を確保することができた。また、低所得世帯や子育て世帯などに対する物価高騰対策に迅速かつ的確に対応したほか、歳出においては効率的かつ効果的な執行に努めたことなどにより、基金からの繰入れの抑制に加え、市債の借入額の減額に努め、将来に向けて安定した財政運営に十分配慮した決算とすることができた。

令和7年度予算では、歳入において、企業の景気回復や賃上げ等により、市税全体で增收を見込む一方で、歳出においては、扶助費等の義務的経費が増加する中、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づく補正予算を有効に活用し、令和6年度補正予算による前倒しと、令和7年度当初予算を一体とした「14か月予算」として予算を編成した。

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、物価上昇を上回る安定的な賃上げを実現し、国民が「今日より明日はよくなる」と実感できる「新しい日本・楽しい日本」の構築をめざすこととしている。令和8年度の予算編成については、日本経済の成長力を強化することによって成長型経済への移行を確実にすることをめざし、地方創生2.0の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着のほか、少子化対策・こども政策の着実な実施など、重要政策に必要な予算措置を講ずることとしている。

一方で、先の参議院議員選挙により国政の動向は不透明となっており、状況によっては市政運営に大きな影響を与える可能性があることから、その動向には注視しなければならない。

こうした中、本市の財政状況は、歳入では市税において人口減少や超高齢化社会の進行などにより生産年齢人口の減少が見込まれる一方で、地方交付税においては、企業の業績回復などにより5年連続で過去最高を更新している国税収入の状況等を踏まえると一定程度の確保が期待され、令和8年度の一般財源総額はこれまでの水準を維持できるものと見込んでいる。

しかしながら、歳出では重要施策に要する経費のほか、人件費や扶助費などの義務的経費をはじめ、物価高騰、公共施設の長寿命化・最適化に必要な経費などにより財源不足が見込まれており、不足する財源については、経費節減に加え、一部については基金からの繰入も視野に予算編成を行う必要がある。

特に、持続可能な行政財政運営を維持していくためには、事務事業の構造的な改革や経

費削減に向けた更なる取組などの行財政改革に取り組む必要がある一方で、第5次岡谷市総合計画後期基本計画の3年目として、計画に掲げた目標の達成に向け、施策・事業を検証し充実・発展させるとともに、将来を見据え、現在進めている大型事業・施策を一步一歩確実に実施する必要があることから、令和8年度の予算編成は、経費ごとに削減目標等を定めた上で、すべての経費を一括で見積ることとした。

この予算編成にあたり、職員一人ひとりが、岡谷市の財政状況が厳しい局面であることを認識し、既存の枠組みや慣例にとらわれることなく、覚悟を持って取り組まなければならない。

第2 重点施策について

1. 重点施策の位置づけ

持続可能な行財政運営を堅持しつつ、喫緊の政策課題に対して限られた財源を重点配分し、効率的かつ効果的な施策展開により課題解決を図るため、第5次岡谷市総合計画後期基本計画重点プロジェクトを重点施策として位置づける。

2. 基本的な考え方

令和8年度は、第5次岡谷市総合計画後期基本計画の3年目として、これまでの取組の成果を検証しつつ、デジタル技術の活用を見据えた必要な改革を実行し、住民福祉の増進と行政運営の効率化を図り、本市の将来都市像の具現化に向け、着実に歩みを進める重要な一年である。

こうした中、人口減少・少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少や、扶助費、公債費及び公共施設の維持管理経費の増加、物価高騰やエネルギー価格の急激な変動という厳しい経済環境は、本市の限られた財源をより一層圧迫し、財政状況は厳しい状況にあり、持続可能なまちづくりの舵取りに大きな制約をもたらしている。

一方、これらの社会変化をただ受け入れるのではなく、人口規模が縮小していく中にもあっても地域経済の成長を促進するとともに、持続可能な行財政基盤の強化を図るほか、「地方創生2.0」の基本構想により、若者や女性を始め、多くの人に選ばれ、誰もが安心して住み続けられる満足度の高いまちづくりを進めなければならない。

また、子どもを産み育てたいという希望が叶うまち、子どもたちが健やかに育まれるまちの実現をめざして、地域全体で子ども・子育て世帯を支える意識を醸成する。さらに市民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、誰もが安心して暮らせるまちの実現に向けて、安全で快適な生活環境を整えていく必要がある。

そのためには、デジタル技術の活用などに積極的に挑戦し、費用対効果を検証しつつ、事業をゼロベースで見直し、中長期的な視点も視野に入れながら、廃止・縮小も含めて

再構築するとともに、統計や調査等に基づき、的確に施策を立案・実施していかなければならぬ。

以上のことと踏まえ、令和8年度は、市民一人ひとりに笑顔と元氣があふれ、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、すべての市民に生きがいと活躍の場があり、誰もが輝くことができる岡谷市をめざすこととする。

3. 重点施策

○ 子育てしやすい環境の実現

○ 安全・安心の伸展

○ 未来に向けた産業の充実

○ 魅力発信と賑わいの創出

第3 予算見積りの基本的事項

1. 令和8年度予算は、「第1 全般的な事項」及び「第2 重点施策について」を踏まえ、職員一人ひとりが財政状況を十分に理解したうえで、引き続き行財政改革の取組を積極的に進めるとともに、「第5次岡谷市総合計画」に掲げた目標の達成と、重点施策に示した項目の実現に向けて予算見積りを行うこと。

2. 歳出予算の見積りにあたっては、義務的経費、臨時の経費、実施計画経費（政策的経費・投資的経費）、これらを除いたすべての経費（以下「経常経費」という。）に整理し、実施計画経費については、令和7年度実施計画に計上した令和8年度事業費（一般財源ベース）の範囲内、経常経費については、一般財源ベースで令和7年度当初予算額の範囲内（ゼロシーリング）により予算見積りを行うこと。また、新規・拡充事業の要求にあたっては、スクラップ＆ビルドなどにより財源捻出したもの以外認めない。

なお、既に府内決定している喫緊の政策課題等については別途協議すること。

3. 施設の長寿命化に係る経費は、現行の公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画を踏まえ、企画課と事前に調整の上で要求することとし、各種事業の緊急性や必要性、有効性を十分検証したうえで要求すること。

4. 市債の充当は、原則として交付税措置のある起債のみとする。ただし、早期に実施する必要がある事業などで交付税措置のない市債を充当する場合は、事前に企画課・財政課と協議すること。

5. 義務的経費の要求にあたっては、近年多額の不用額が発生している状況を踏まえ、決算状況を勘案しつつ必要最小限の経費を要求すること。特に、後年度において多額の国庫負担金返還金が生じている事業費の算定には留意すること。
6. 臨時の経費については、原則として実施計画経費・経常経費の編成目標を達成したうえで単年度に限られる経費のみ要求することとし、見積りにあたっては、内容・数量等を十分精査すること。
7. 事業の実施にあたっては、後年度の財政運営等を考慮し、補助・単独事業にかかわらず補正予算による前倒しを検討するとともに、交付税措置のある起債の活用や財政負担が少なくなるよう工夫し、企画課・財政課と協議すること。
8. 事務事業の見直しにあたっては、効果的かつ効率的な行財政運営を進めるため、すべての事業の目的や必要性、費用対効果を一から見直し、創意・工夫により事業の選択・集中・縮小・廃止を進めること。
9. 一般会計からの繰出金については、地方交付税に算入の要素のあるものは、その範囲内を原則とする。ただし、一般会計の財政状況も踏まえて、繰出金のあり方についても必要に応じ検証を行うこと。
10. 地方財政計画など国の指針が現時点で示されていないことに加え、国政の動向によっては今後も大幅な国・県の制度改正が想定されるが、予算要求にあたっては現行制度に基づき見積もりを行うものとし、制度改正等に対しては情報収集に努め、必要に応じ隨時適切な調整を行うものとする。
11. 事業費の最終確定は、財源との調整から従前どおり翌年1月とするが、国政の動向や全体の要求状況、一般財源の見込によっては、経費を問わず査定することもあり得るため留意されたい。

第4 組織職員数について

1. 組織について

令和8年度の組織体制は、第5次岡谷市総合計画に掲げる施策の着実な推進を図るため、現行の組織体制を基本としながら、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズのほか、市が抱える喫緊の政策課題へ対応するために必要な組織体制を検討するものとする。

2. 職員定数について

第2次岡谷市行財政改革プログラムの基本的な考え方とする「人口減少や歳入に見合った行財政運営への転換」を踏まえ、DXの推進や民間活力の活用、事務事業の見直し等による業務効率化を図りながら、限りある人的資源を効率的・効果的に配置するものとする。

また、増員要求にあたっては、法改正や制度改正のほか、喫緊の政策課題への対応などやむを得ないもの以外は原則として認めない。

3. 会計年度任用職員（専・補・他）について

専門的知識や資格を必要とする業務、臨時的・補助的な業務を担うこととし、従事すべき業務の整理や見直しを行い、真に必要な業務に対して配置するものとする。

また、繁忙期や閑散期等を踏まえ各部内において相互に援助できるよう、流動的に配置することとする。

第5 歳入に関する事項

令和8年度の市税収入は、賃上げによる個人所得の増はあるものの、生産年齢人口の減少等により、大幅な収入の増加は見込めないことから、税外収入全般にわたり、最大限の確保について全力を傾注されたい。

1. 市税について

市税は、岡谷市の根幹となる収入であり、財源確保の面はもちろんのこと、税負担の公平性の観点からも、課税客体の正確な把握に努めるとともに、納税義務者の事情に配慮しつつ、収納率の向上をめざし、現行制度に基づき、本年度の見通し、今後の経済動向、税制改正等を考慮し見積りを行うこと。

2. 使用料及び手数料について

受益者負担の原則に基づく適正な料金とするとともに、施設の利用状況・実態等を踏まえ、市民サービスの向上、利用の拡大に向け、必要な見直しを実施すること。

また、減免措置については、岡谷市文書管理規則第33条第4項の規定に基づく財政課長合議であることに留意するとともに、公共性・公平性の確保を前提として1件ずつ精査を行うこと。なお、施設使用料等の収入について、減少傾向にあるものは、その原因と対策について検討を行い、収入の確保に最大限努力すること。

3. 国・県補助金・負担金について

補助金・負担金制度の趣旨を理解し、新規・継続を問わず、すべての事業において、補助事業の採択へ向け、事業の組み替えや再構築などの見直しを積極的に行い、新たな特定財源の確保に努めること。

(1) 国庫補助金等については、時代の流れや社会経済情勢に対するアンテナを高くし、新規施策及び制度改正等に留意したうえで、国等の情報を収集しながら的確に見積ること。同様に県補助金等についても、制度改正等的確な対応を図ること。

(2) 国庫補助金等の削減に対する一般財源の継ぎ足しは原則として認めないことから、国、県等の動向には十分留意し、早期に対応策等を協議するとともに、必要に応じ事業の縮小も視野に検討すること。

4. 市債について

地方債の制度や適債性を十分に理解するとともに、国の施策との関連に留意し、的確な額を見積ることとする。なお、近年、臨時財政対策債の発行可能額が減少傾向にあることから、キャップ制の堅持に加え、将来的な公債費負担を十分考慮した上で、安易に起債に頼ることなく、真に必要な事業へ活用することとし、発行額の縮減に努めること。

また、市債の充当は、原則として交付税措置のある起債のみとする。ただし、早期に実施する必要がある事業などで交付税措置のない市債を充当する場合は、事前に企画課・財政課と協議すること。

5. 財産収入について

(1) 財産の維持管理に留意し、遊休財産の実態を把握するとともに、活用が見込まれない財産については、積極的な売却処分を進めるとともに、賃貸借契約等により収入の増額確保に努めること。

(2) 財産運用収入については、適正、効率的な運用を図り、収入の増額確保に努めること。

6. その他の収入について

(1) 分担金及び負担金は、基準のあるものはそれによるほか、的確な把握及び公正適切な料金の徴収に配慮し、収入見積りに誤りのないようにすること。

(2) 国や県の基準により規制を受ける徴収単価について、改定が実施される場合は即応できる措置を早期に講じること。

(3) ふるさと納税は、財源確保策として効果があることから、新たな岡谷の魅力の発信と寄附額の確保に向けて、所属部署にとらわれず全庁をあげて返礼品やPR方法などを積極的に検討すること。

(4) その他の収入においても、適正な額の見積りと滞納の一掃を図ること。

第6 歳出に関する事項

1. 総体的事項

歳出の見積りにあたっては、歳入に見合った事業規模とするため、すべての事務事業について一から検証を行い、最少の経費で最大の行政効果や市民満足度の向上が図られるよう財源の配分を行うこと。

(1) 多額の一般財源を必要とする扶助費、繰出金等の義務的経費や公共施設の維持管理費等の固定的経費は今後も増加が見込まれており、他の経費への充当は困難

な財政状況となっている。このため、事務執行の合理化はもとより、正規職員・会計年度任用職員の配置等を含めた人件費の抑制を含め、ありとあらゆる経費について検証を行い、限られた一般財源を最も効果的、重点的に配分する予算編成作業に徹すること。

- (2) 予算見積りにあたっては、予算編成方針に基づき、事務事業の目的、成果、コスト、改善の再検証を行い、事業の集中、縮小、廃止、休止を進めること。また、新規・拡充事業の実施にあたっては、現状の職員体制を十分考慮し、過剰な事務負担とならないことを前提に、スクラップ・アンド・ビルトにより財源を捻出して予算要求するとともに、サンセット方式の徹底により、事業の目標数値・終期を必ず設定すること。
- (3) 国・県の基準を超えた市費の継ぎ足し及び補助金等の上乗せは原則として認めない。また、国庫補助負担金等の見直しに伴い削減された事業は、財源移譲されたもの以外は原則認めないため、制度改正等の動向に十分留意すること。
- (4) 予算編成基準単価表に示されたものは、その範囲内で算出することとするが、示されていないものについては、定価によることなく可能な限り低価格で算出すること。
- (5) 業者見積りを用いる場合は、予算執行における銘柄指定を避けるとともに、予定価格の妥当性を確保するため、規格、内容、仕様等を精査のうえ、2社以上の業者から見積りを徴することにより、実勢価格と同等品の把握に努めること。
- (6) 多額の支出が見込まれる口座振込手数料を抑制するため、契約内容の見直しによる支払回数の縮減、消耗品等の一括購入、職員旅費の概算払、定期振込による支払などに努めること。

2. 個別事項

各経費においては、内容、性質に十分留意し、適正な費目において、適正な予算額の要求を行うこと。また、予算流用及び予備費充当を少なくするため、予算計上の目的、積算内容及び該当費目の精査・検討に十分配慮すること。

(1) 人件費

ア. 人件費については、これまでの内部努力により削減を図ってきているところであるが、定年退職年齢の引上げや民間のベースアップを背景とした人事院勧告に伴う財政負担の増は避けられない状況にあり、総人件費の抑制は不斷の課題である。事務事業の廃止・休止に合わせて、会計年度任用職員も含めた必要最小限の職員配置と適切な事務配分による効率的な事務事業の執行に努め、総人件費の抑制に努めること。

イ. 時間外勤務については、組織の弾力を最大限発揮することはもとより、働き方改革を念頭に必要最小限に抑制するとともに、職員の健康維持を図る観点から振替・代休制度等を活用すること。なお、時間外勤務手当については、令和7年度と同額程度を上限とする。

(2) 物件費、維持補修費

ア. 旅費については、真に必要なものに限ることとする。また、全国組織、地方組織の総会・大会・協議会等への出張は、特別職の随行以外は一切認めない。なお、旅費の単価については今後改定予定であるが、現行の単価により見積もることとし、改定単価が決定次第、単価の置き換えを行うこととする。

イ. 事務用消耗品費については、予算見積りにあたっては真に必要な物品の量と質を適正に見極め、必要最小限の見積もりを行うこと。

ウ. 印刷製本費については、原則として手作業による印刷・製本とするが、やむを得ない場合については、広告主を募集するなど経費節減に努めること。

エ. 食糧費については、真にやむを得ないもの以外は認めない。職務執行上昼食代等が必要となる場合についても、真に必要な場合を除き、職員の食糧費は認めない。また、各団体との協働事業や各種行事等における職員の食糧費についても、市民に疑義をもたれることがないよう適切に見積りを行うこと。

オ. 委託料については、本年度の執行状況を踏まえる中で、業務内容、必要性等をゼロベースから見直し、業務に支障をきたさない範囲内で、必要最小限の委託内容とすること。

カ. 公共施設の維持管理経費は、財政負担の大きな要因となっていることから、すべての施設において委託業務や管理方法などの見直しを行い、効率的な施設運営や事務改善による経費の節減に努めること。また、昨今の異常気象を念頭に建物及び敷地内の樹木等の安全管理を徹底するとともに、維持管理経費、利用実績等の分析を行うことにより現状を把握し、施設管理者としての自覚を持ち、適切な維持管理を行うこと。

キ. 物件費については、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」に基づき、「岡谷市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を定めていることから、方針を踏まえながら予算要求されたい。

(3) 補助費等

補助金・負担金については本年度が一斉見直しの年であり、ヒアリング後の調整事項に基づく見直しを行うほか、以下の点に留意し見直しを継続的に実施すること。

- ア. 補助金・負担金については、国や県に付随して義務的に実施するもの及び特定財源が確保されるもの以外は、当初予算の範囲内において交付することとし、補正による予算の追加は原則として認めないので留意すること。
- イ. 補助金の新設にあたっては、事業の効果・必要性・将来性について明確な数値目標を示し、事業費等の1／2以内、3年以内の期限付き（サンセット方式）を徹底するとともに、自ら財源を捻出すること。
- ウ. 各課における研修会等の出席負担金は10,000円以内とし、予定された職員以外の受講は認めない。また、総務課配当予算での研修は府内報告により研修効果を高めること。
- エ. 一般職の事務研究会等への会議等出席負担金で、飲食に係る負担金は認めない。また、宿泊料が負担金として明示されている場合は、負担金として予算計上すること。

(4) その他の経費

- ア. 審議会等の委員定数の削減に努めるとともに、会議の開催にあたっては効果的、効率的な運営に留意すること。また、各種委員会、審議会等の研修視察の抑制に努め、任期中1回以内、日帰りを原則とする。
- イ. 委託団体又は一部事務組合等についても、事務の効率化を推進し経費の削減に努めるよう要請するとともに、担当課においては、委託料・負担金等の積算内容を十分精査すること。
- ウ. 公共施設個別施設計画に基づき、利用実態に応じて会館時間や営業日等の見直しを行うほか、「施設の方向性を検討」に位置付けられている施設については統廃合や民間譲渡など計画的に検討すること。
- エ. 備品購入費については、使用に耐えないものの更新に限ることとし新規備品は原則として認めない。
- オ. 環境負荷の低減に努め、「環境保全の率先実行計画」の推進を図ること。
- カ. 全戸配布を必要とする文書については、原則として「広報おかや」やホームページなどを活用し対応すること。

第7 特別会計・企業会計に関する事項

1. 一般会計において示達した事項は、特別会計及び企業会計の予算編成にも共通するものであることから、趣旨の徹底を図り、相違のないようにされたい。
2. 企業会計については、地方公営企業法の範囲の明確化、一般会計等の負担区分の明確化には十分検討を図られたい。これら地方公営企業法をはじめとする公営企業会計は、本来特殊な場合を除き独立採算性によるべきである。したがって、常に経営性の発揮とその本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければな

らない。また、その経費は当該事業の経営に伴う収入をもって充てるべきであり、
安易に一般会計に依存し、繰入金をもって収支の改善を図るものではなく、一層の
企業努力に努め、最小限度の繰入金にとどめるよう最善を尽くされたい。

3. 中長期的な経営の基本計画に基づき、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、計画的かつ効率的な事業運営と健全な経営に努めること。
4. 厳正な経理と経営の合理化、経費の節減、人事管理の適正化及び収入の確保等に格段の努力を払われ、特別会計内で収支の均衡を保持するよう配意されたいこと。
5. 一般会計の財政事情の見込みから、繰出金等は基準の範囲内を原則とし、地方交付税に算入の要素のあるものはその範囲内を原則とすること。
6. 特に必要のあるものについては別途指示する予定であるので、当該指示に基づき予算計上すること。